

証券コード 6143
平成27年6月5日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

株式会社 ソディック
代表取締役社長 金子雄二

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
当社本社3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第39期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎ 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sodick.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税後に落ち込みが見られましたが、政府による経済政策等の影響により緩やかな回復基調にあります。世界経済においては、米国経済は雇用環境の改善等により堅調に推移しましたが、欧州は国ごとに濃淡があり、ロシア・ウクライナ情勢の影響から依然として景気回復は緩慢な状況にあります。また、中国は儉約令による個人消費の落ち込み等もあり景気はやや減速傾向にあります。

このような状況の下、当社グループは9月に米国シカゴにおいて開催されたIMTS2014や10月に東京で開催されたJIMTOF2014など国際的な工作機械見本市に、放電加工機をはじめとする多様な製品を出展し、積極的な営業活動を行いました。JIMTOF2014においては、近年注目を集めている金属3Dプリンタ「OPM250L」を初披露致しました。この金属3Dプリンタは金属粉末をレーザー光で溶融し積層した後、マシニングセンタで仕上げ加工を繰り返すことで、今までの加工機では実現できなかった三次元冷却配管のような複雑な形状を備えた金型作りが可能となります。さらに当社グループではCAD・CAMから放電加工機、マシニングセンタさらには射出成形機まで、全工程に対応できるワンストップソリューションにより、お客様のトラブルにも迅速かつ適切に対応し、新しいモノづくりを提案していきます。また、2015年1月に福井のサービスビューロを開設し、お客様からの受託加工を行っております。また、東京ショールームを開設し、実際にお客様に金属3Dプリンタをもちいた最新のモノづくりを体験できる場を設けています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比61億90百万円増(10.9%増)の630億90百万円となりました。また利益面では、営業利益は前連結会計年度比22億40百万円増(84.5%増)の48億91百万円、経常利益は前連結会計年度比17億61百万円増(45.3%増)の56億47百万円、当期純利益は前連結会計年度比6億44百万円減(15.4%減)の35億50百万円となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第 38 期	第 39 期	前連結会計年度比
工 作 機 械 事 業	40,836百万円	46,783百万円	14.6%増
産 業 機 械 事 業	8,444百万円	8,189百万円	3.0%減
食 品 機 械 事 業	3,537百万円	2,790百万円	21.1%減
そ の 他	4,080百万円	5,326百万円	30.5%増

(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

工作機械事業は、主に放電加工機の製造・販売、その保守サービスや消耗品の販売を行っております。工作機械の設備投資需要は、国内においては期初の消費税引き上げ後の落ち込みから持ち直しつつある中、政府による補助金等の設備投資推進策により増加基調にあります。特に自動車及びコネクタ関連を中心に受注が堅調に推移しました。海外市場は、北米地域では引き続き自動車、航空機、医療機器関連からの需要が順調に推移しております。欧州は、ロシア経済の悪化等マイナス要素はあるものの、総じて自動車や航空機分野で好調を維持しています。アジアにおいては、特に中国では成長率の鈍化が懸念されますが、スマートフォンやコネクタ関連で順調な設備投資需要が見られました。上記の結果、当事業の売上高は前連結会計年度比59億47百万円増（14.6%増）の467億83百万円となりました。

産業機械事業

産業機械事業では、国内では引き続き自動車関連やスマートフォン関連で高付加価値部品向け成形機の需要が順調に推移しました。しかし、初期生産コスト高及びアジア圏などでの低価格機種の販売増加により利益率は低下いたしました。上記の結果、当事業の売上高は前連結会計年度比2億55百万円減（3.0%減）の81億89百万円となりました。

食品機械事業

食品機械事業は、各種製麺機、麺製造プラントなどの開発・製造を行っております。当事業の主要市場である日本国内においては、コンビニエンスストアやスーパーから麺の製造品質を向上させることにより、さらに機械の需要が見込まれ、海外においても日本食ブームの影響により、特に中華圏において、常温保存が可能なロングライフ麺の製造装置の需要が広がりつつあります。しかし今期に見込んでいた一部大型案件における納期延期の影響により、当事業の売上高は前連結会計年度比7億47百万円減（21.1%減）の27億90百万円となりました。

その他事業

その他事業は、精密コネクタなどの受注生産を行う精密金型・精密成形事業、リニアモーターやセラミックス部材など独自技術を活かした製品及びLED照明機器の開発・製造を行う要素技術事業、放電加工機、マシニングセンタ及び射出成形機などのリース事業から構成されております。当連結会計年度においては、ハイブリッドカー向けの精密コネクタの受注量が回復基調で推移しました。上記の結果、当事業の売上高は前連結会計年度比12億46百万円増（30.5%増）の53億26百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は22億32百万円で、その主なものは、次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

工作機械事業	Sodick(Thailand)Co.,Ltd. 株式会社ソディック	生産設備の増設 生産設備の増設
	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設
その他	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、設備投資資金は、自己資金及び金融機関より長期借入金として70億円の調達を実施しました。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 3 6 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 3 7 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 3 8 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 3 9 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	53,528	55,031	56,899	63,090
経 常 利 益(百万円)	4,577	5,356	3,886	5,647
当 期 純 利 益(百万円)	3,320	4,191	4,194	3,550
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	67円07銭	83円29銭	83円36銭	70円55銭
総 資 産(百万円)	92,993	95,041	98,776	104,167
純 資 産(百万円)	29,718	36,033	42,451	49,453

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	議 決 権 比 率		主 要 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	-	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバーツ	100.0	-	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	-	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	-	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	-	北米における事業統括会社
Sodick Inc.	671千米ドル	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	2,640千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千N T ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（厦門）有限公司	67,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、食料品加工機械の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のように考えております。

景気変動の影響について

工作機械・産業機械業界の業績は、製造業の設備投資の動向に左右されやすいと言われております。当社グループが、今後成長を継続していくためには、世界各地のマーケットの状況を的確に把握し、その市場にあった製品群を投入することにより、地域経済の景気動向に左右されにくい製品構成にする必要があります。また、製品開発においても、不断の研究開発の結果として、常に最先端技術を応用した新製品を市場に投入することにより、より幅広い顧客層を獲得し、安定した収益構造の構築を目指します。

新市場への対応について

当社グループは、成長市場である東南アジア・中国市場において、他社に先駆けて生産・開発拠点や販売拠点の拡充を進めてまいりました。その結果、これらの地域では日本同様の高いマーケットシェアを確保しております。しかし「ものづくり」の世界においても、新興成長国の台頭が見られ、工作機械各社もインドやブラジル、ロシア、東欧などに積極的に販売子会社の設立や代理店へのサポートの強化などを進めています。今後も各市場の動向を注視し、適切な対応を継続してまいります。

原価低減について

製造面では、人員の配置などを含めた生産体制の見直しを進めております。原価低減に対しては、来期以降も設計の見直しや更なる重要部材の内製化・共通化を推進するとともに、たな卸資産の適正化や生産工程の再検討、市場環境に柔軟に対応できる国際的な調達ルートの実立など、原価管理の厳格化を進める必要があります。

財務面について

平成27年3月末現在で当社グループの有利子負債は、約357億58百万円となっております。中長期的な株主の皆様への利益還元と、財務体質の強化を重視しており、その前提となる経営指標として「連結経常利益率10%以上」、「D / E レシオ1.0倍以下」を採用しています。当連結会計年度においては、D / E レシオ1.0倍以下は達成致しましたので、今後は0.5倍を数値目標と致します。一方、連結経常利益率10%以上には及びませんでした。目標達成に向けて、引き続き財務バランスを意識した経営に取り組んでまいります。今後も有利子負債の圧縮を含め様々な施策を行い、株主の皆様に対して継続した利益還元を可能にする強固な財務体質を早期に確立いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、放電加工機ならびにマシニングセンタ等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、麺製造プラント、製麺機などの食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、プラスチック成形品等の製造・販売、リニアモータ応用製品、セラミックス製品及びその制御機器、LED照明などの開発・製造・販売、放電加工機のリースなどのその他事業で構成され、各事業が有機的に結合・協生して事業の発展に寄与しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、福井、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市、石川県白山市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ（神奈川県横浜市）
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd.（タイ） 蘇州沙迪克特種設備有限公司（中国） 上海沙迪克軟件有限公司（中国） Sodick Holding Corporation（アメリカ） Sodick Inc.（アメリカ） Sodick Europe Ltd.（英国） Sodick Deutschland GmbH（ドイツ） Sodick Singapore Pte., Ltd.（シンガポール） 沙迪克機電（上海）有限公司（中国） Sodick(H.K.)Co., Ltd.（中国香港） Sodick (Taiwan) Co., Ltd.（台湾） 沙迪克（厦門）有限公司（中国）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,183名	184名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
622名	13名増	41.4歳	14.4年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,837百万円
株式会社横浜銀行	8,026
株式会社みずほ銀行	6,728
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,996
株式会社北陸銀行	2,582
株式会社北國銀行	2,429
株式会社日本政策投資銀行	1,650
株式会社静岡銀行	1,251
株式会社宮崎銀行	200
株式会社商工組合中央金庫	39

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年3月31日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部から同取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 53,432,510株 |
| ③ 株主数 | 21,598名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,271千株	2.52%
古 川 利 彦	1,195	2.37
有 限 会 社 テ イ ・ エ フ	1,150	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,122	2.23
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,086	2.15
ソ デ ィ ッ ク 共 栄 持 株 会	977	1.94
株 式 会 社 S B I 証 券	904	1.79
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	850	1.68
鈴 木 正 昭	742	1.47
株 式 会 社 北 陸 銀 行	700	1.39

(注) 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,271千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,122千株

持株比率は自己株式(3,114,393株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地位及び担当又は重要な兼職状況	氏名
代表取締役会長	古川利彦
代表取締役社長	金子雄二
代表取締役副社長	古川健一
専務取締役（工作機械・産業機械販売担当）	高木圭介
専務取締役（放電加工機事業担当）	松井孝孝
専務取締役（射出成形機事業担当）	藤川操
常務取締役（食品機械事業担当）	大迫健一
常務取締役（マシニングセンター事業担当）	佐野定男
常務取締役（総合企画担当）	前島裕史
取締役（生産統括担当）	塚本英樹
取締役（ティーケーアソシエイト株式会社代表取締役会長）	津上健一
常勤監査役	楠左衛治
常勤監査役	保坂昭夫
監査役（公認会計士大木國男会計事務所代表）	大木國男
監査役（学校法人高根学園理事）	下山和人
監査役	奥山富夫

- (注) 1. 取締役の津上健一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の大木國男氏、下山和人氏及び奥山富夫氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・常勤監査役 楠左衛治氏は、株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
 - ・常勤監査役 保坂昭夫氏は、株式会社ソディックエフ・ティの監査役を兼務しております。
 - ・監査役 下山和人氏は、株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
4. 監査役 大木國男氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は監査役 大木國男氏及び取締役 津上健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤原 克英	平成26年6月27日	任期満了	代表取締役副会長

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 （うち社外取締役）	12名 (1)	318百万円 (6)
監 （うち社外監査役）	5 (3)	49 (19)
合 （うち社外役員）計	17 (4)	368 (25)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第38回定時株主総会をもって退任した取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 社外監査役が子会社から受けた監査役としての報酬等の総額は1名1百万円です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役 下山和人氏は、株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役であります。当社は株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDとの間に商品及び原材料の仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率（%）	出席回数	出席率（%）
取締役 津上 健一	10	100	-	-
監査役 大木 國男	14	100	14	100
監査役 下山 和人	13	92.8	13	92.8
監査役 奥山 富夫	14	100	14	100

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

取締役 津上健一氏は、平成26年6月27日の第38回定時株主総会にて選任されております。

第39期の取締役会は14回（定時12回・臨時2回）開催されております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は、主に長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

各社外監査役は、主に会計・税務面や他社での経営経験を活かした見地から必要に応じて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

二. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。
- ① 当社グループの業務執行者²である者
 - ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
 - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
 - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。
2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。
4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社が監査証明を受けている太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand) Co., Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte., Ltd.、Sodick (H. K.) Co., Ltd.、Sodick Inc.、Sodick (Taiwan) Co., Ltd.、沙迪克(厦門)有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定し、監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ② 取締役会は、定例及び必要と認められる場合は臨時開催され、決議事項及び報告事項を準備し、会社の業務執行に関する事項を決定する。取締役会が、代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- ③ 内部監査室は、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況の監査を行う。
- ④ 当社は、コンプライアンス体制に係る規程を、役員及び使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ⑤ また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令及び定款ならびに社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の適切な保存及び管理を行う。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び定款ならびに文書管理規程、帳票管理規程、その他社内規程に従い、取締役及び監査役ならびに会計監査人が必要に応じてこれらの文書、記録等を閲覧・謄写することができる状態で管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、それが発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ② 新たに生じたリスクについては、速やかにリスク管理委員会で対応責任者となる候補者を取締役の中から選定し、取締役会において決定する。

- ③ 特に、法令遵守（コンプライアンス）、環境（自然環境及び就業環境、健全な職場を含む）、災害、品質（製品・サービス・業務）、情報セキュリティ、輸出管理等におけるリスクについては、各担当部門において、規程の整備を進め、ガイドライン、マニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
 - ④ 全社的なリスク管理状況の監視は、経営企画室が行い、その報告に基づきリスク管理委員会が各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援及び推進する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、経営組織ならびに代表取締役及びその他の業務を担当する取締役の職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
 - ② 経営効率を向上させるため、販売戦略会議、営業幹部会議、合同技術会議を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、子会社の管理を統括して行う。また、子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
 - ② 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、取締役又は監査役として当社の取締役又は使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務執行を監査する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人
- ① 監査役は、必要に応じて監査業務の補助スタッフを求めることができる。
 - ② 監査役より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況を報告する。取締役は、法定の事項に加え、当社及び当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容を、法令及び監査役会規程、監査役監査規程等社内規程に基づき、監査役会に報告する。

- ② 監査役会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
 - ③ 取締役は、監査役がその職務執行のために、情報の収集・交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
 - ④ 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
 - ⑤ 監査役会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人から監査内容について説明を求める。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ① 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。
 - ② 反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
- ① 当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力とは一切関わらないという方針のもと、上記の「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」をソディックグループの役員及び使用人へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体で企業倫理の浸透に取り組んでおります。
 - ② 反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察及び企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築しております。

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月17日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。
なお、改定後の体制は、東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	104,167	負 債 の 部	54,713
流 動 資 産	71,362	流 動 負 債	34,537
現金及び預金	27,767	支払手形及び買掛金	4,714
受取手形及び売掛金	15,092	電子記録債務	5,572
電子記録債権	109	短期借入金	4,700
割賦売掛債権	44	1年内返済予定の長期借入金	12,261
商品及び製品	7,874	1年内償還予定の社債	16
仕掛品	8,684	未払金	1,101
原材料及び貯蔵品	8,247	未払法人税等	423
繰延税金資産	1,081	製品保証引当金	302
その他	2,607	品質保証引当金	5
貸倒引当金	△147	賞与引当金	568
固 定 資 産	32,804	ポイント引当金	1
有 形 固 定 資 産	24,828	その他の	4,869
建物及び構築物	19,964	固 定 負 債	20,176
機械装置及び運搬具	16,924	長期借入金	18,779
工具器具備品	2,648	役員退職慰労引当金	16
土地	7,068	製品保証引当金	226
リース資産	728	退職給付に係る負債	565
建設仮勘定	189	資産除去債務	98
減価償却累計額	△22,696	その他の	488
無 形 固 定 資 産	3,707	純 資 産 の 部	49,453
のれん	2,218	株 主 資 本	41,462
その他	1,488	資本金	20,775
投資その他の資産	4,268	資本剰余金	5,879
投資有価証券	3,174	利益剰余金	16,503
長期貸付金	163	自己株式	△1,696
繰延税金資産	114	その他の包括利益累計額	7,923
その他	1,015	その他有価証券評価差額金	1,058
貸倒引当金	△199	為替換算調整勘定	6,787
資 産 合 計	104,167	退職給付に係る調整累計額	76
		少 数 株 主 持 分	67
		負 債 純 資 産 合 計	104,167

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	63,090
売上	42,215
売上	20,874
売上	1
売上	0
売上	20,876
売上	15,984
営業	4,891
受取	143
受取	126
受取	963
受取	46
受取	44
受取	186
営業	1,511
支シ	554
支シ	84
支シ	117
経	756
特	5,647
特	72
特	9
特	45
特	524
特	30
税金	600
法人	5,129
法人	1,073
少数	511
少数	3,544
当期	5
当期	3,550

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,775	5,879	13,714	△1,695	38,673
会計方針の変更による累積的影響額			△27		△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,775	5,879	13,686	△1,695	38,646
当期変動額					
剰余金の配当			△704		△704
海外子会社における従業員奨励福利基金への積立金			△28		△28
当期純利益			3,550		3,550
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,816	△0	2,815
当期末残高	20,775	5,879	16,503	△1,696	41,462

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	658	3,262	△207	3,714	63	42,451
会計方針の変更による累積的影響額						△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	658	3,262	△207	3,714	63	42,424
当期変動額						
剰余金の配当						△704
海外子会社における従業員奨励福利基金への積立金						△28
当期純利益						3,550
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	400	3,524	284	4,208	4	4,213
当期変動額合計	400	3,524	284	4,208	4	7,029
当期末残高	1,058	6,787	76	7,923	67	49,453

招集
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 22社
主要な連結子会社の名称は「1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 Sodick Vietnam Co.,Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由 連結の範囲から除いた子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用会社の数 0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 Sodick Vietnam Co.,Ltd.
蘇州STK鑄造有限公司
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいため、これらの会社に対する投資については、持分法適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社22社のうち、7社（上海沙迪克軟件有限公司、沙迪克機電（上海）有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克（厦門）有限公司、蘇比克（厦門）磁性材料有限公司、Sodick Enterprise (S.Z.) Co.,Ltd.、Sodick International Trading (Shenzhen) Co.,Ltd.）の決算日は12月31日であり、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産	
・商品及び製品並びに仕掛品	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・原材料及び貯蔵品	主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
ロ. 無形固定資産 （リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・販売目的のソフトウェア	見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
ハ. リース資産	
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のは、零とする定額法によっております。
③ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
ロ. 賞与引当金	当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
ハ. 役員退職慰労引当金	一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
ニ. 製品保証引当金	当社及び一部の連結子会社は製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。
ホ. 品質保証引当金	当社は有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして品質保証引当金を計上しております。
ヘ. ポイント引当金	当社は顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 割賦販売の収益計上基準

割賦販売については、引渡時に総額を売上高に計上し、支払期日未到来の金額に対応する利益を未実現利益として繰延べる方法によっております。

ロ. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ハ. 完成工事高及び

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行

完成工事原価の計上基準

基準（進捗率の見積りは主として原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準（検取基準）を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解）の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…変動金利借入の支払金利

ハ. ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金等の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、投資効果の発現する期間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が29百万円増加し、利益剰余金が27百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

借入金の担保に供されている資産（簿価）は次のとおりであります。

現金及び預金	10百万円
建物及び構築物	2,841百万円
土地	3,764百万円

(注) 上記物件については、短期借入金100百万円、1年内返済予定の長期借入金7,856百万円、長期借入金4,100百万円の担保に供しております。

(2) 偶発債務

輸出為替手形割引高	88百万円
-----------	-------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加数	当連結会計年度減少数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,432,510株	一株	一株	53,432,510株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成26年6月27日開催の第38回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の金額	352百万円
・1株当たり配当額	7円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月30日

ロ. 平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の金額	352百万円
・1株当たり配当額	7円
・基準日	平成25年9月30日
・効力発生日	平成25年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月26日開催の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の金額	654百万円
・1株当たり配当額	13円
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、外貨建ての金銭債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建ての営業債務をネットしたポジションを限度として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役にて報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	27,767	27,767	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,092	15,092	—
貸倒引当金 (*1)	△147	△147	—
	14,945	14,945	—
(3) 電子記録債権	109	109	—
(4) 投資有価証券	2,133	2,133	—
(5) 長期貸付金	163		
貸倒引当金 (*1)	△55		
	108	105	△3
資産計	45,063	45,060	△3
(1) 支払手形及び買掛金	4,714	4,714	—
(2) 電子記録債務	5,572	5,572	—
(3) 短期借入金	4,700	4,700	—
(4) 1年内償還予定の社債	16	16	0
(5) 未払金	1,101	1,101	—
(6) 未払法人税等	423	423	—
(7) 長期借入金 (*2)	31,041	31,178	137
負債計	47,569	47,707	137

(*1) 受取手形及び売掛金、長期貸付金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年内償還予定の社債

時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(金利関係)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち	時価 (百万円)
			1年超 (百万円)	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	8,888	6,255	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,041

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	27,767	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,092	—	—	—
電子記録債権	109	—	—	—
長期貸付金	—	97	60	5
合計	42,969	97	60	5

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)
長期借入金	12,261	18,299	480

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 981円47銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 70円55銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	76,404	負 債 の 部	41,335
流 動 資 産	39,142	流 動 負 債	23,522
現金	11,657	支 払 手 形	30
預 金	2,851	電 子 記 録 債 務	5,572
及 び 手 預 債	83	買 掛 金	3,812
掛 び 製 品	8,869	1年以内返済予定の長期借入金	11,478
掛 び 貯 蔵 品	1,913	1年以内償還予定の社債	16
材 料 及 び 貯 蔵 品	3,191	リ ー ス 債 務	59
前 払 費 用	140	未 払 金	636
延 税 金 債 権	3,163	未 払 法 人 税	162
係 社 短 期 貸 付 金	239	未 前 預 製 品	135
係 社 短 期 貸 付 金	164	前 預 製 品	365
係 社 短 期 貸 付 金	612	預 製 品 保 証 引 当 金	167
係 社 短 期 貸 付 金	3,217	製 品 保 証 引 当 金	291
係 社 短 期 貸 付 金	2,259	賞 与 引 当 金	5
係 社 短 期 貸 付 金	171	ポ イ ン ト 引 当 金	259
係 社 短 期 貸 付 金	613	そ の 他 の 引 当 金	1
係 社 短 期 貸 付 金	15	固 定 負 債	527
係 社 短 期 貸 付 金	△22	長 期 借 入 金	17,813
係 社 短 期 貸 付 金	37,261	リ ー ス 債 務	16,815
固 有 形 固 定 資 産	10,167	退 職 給 付 引 当 金	91
建物	7,322	製 品 保 証 引 当 金	482
構 造 機 械 及 運 搬 備 用 具	550	資 産 除 去 債 務	72
機 械 及 運 搬 備 用 具	2,548	そ の 他 の 債 務	122
工 具 器 具	40	純 資 産 の 部	35,068
土 地 建 設 費 累 計	1,354	株 主 本 資 本	34,099
建 設 費 累 計	5,759	資 本 剰 余 金	20,775
減 価 償 却 累 計	524	資 本 剰 余 金	5,876
無 形 固 定 資 産	△8,118	資 本 準 備 金	5,876
特 許 権	2,588	利 益 剰 余 金	9,143
借 入 権	1,565	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,143
ア ー ン ン 権	3	繰 越 利 益 剰 余 金	9,143
他 債 権	35	自 己 株 式	△1,696
エ ン ン 権	867	評 価 ・ 換 算 差 額 等	969
ア ー ン ン 権	28	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	969
他 債 権	87		
投 資 株 券	24,505		
投 資 株 券	2,025		
投 資 株 券	12,774		
投 資 株 券	0		
投 資 株 券	9,102		
投 資 株 券	700		
投 資 株 券	23		
投 資 株 券	112		
投 資 株 券	162		
投 資 株 券	104		
投 資 株 券	△499		
資 産 合 計	76,404	負 債 純 資 産 合 計	76,404

招 集 し 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		38,509
売 上 原 価		30,059
売 上 総 利 益		8,449
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,957
営 業 利 益		1,492
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	1,102	
為 替 差 益	411	
賃 貸 料 収 入	203	
雑 収 入	70	1,850
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	417	
貸 倒 引 当 金 繰 入	99	
貸 倒 引 当 金 繰 入	300	
雑 損 失	116	933
経 常 利 益		2,408
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	39	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	49
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	48	
減 損	506	
そ の 他	4	560
税 引 前 当 期 純 利 益		1,897
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	196	
法 人 税 等 調 整 額	614	811
当 期 純 利 益		1,086

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,775	5,876	5,876	8,764	8,764	△1,695	33,721
会計方針の変更による 累積的影響額				△2	△2		△2
会計方針の変更を反映 した当期首残高	20,775	5,876	5,876	8,761	8,761	△1,695	33,718
当期変動額							
剰余金の配当				△704	△704		△704
当期純利益				1,086	1,086		1,086
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	381	381	△0	380
当期末残高	20,775	5,876	5,876	9,143	9,143	△1,696	34,099

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	616	616	34,338
会計方針の変更による 累積的影響額			△2
会計方針の変更を反映 した当期首残高	616	616	34,335
当期変動額			
剰余金の配当			△704
当期純利益			1,086
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	352	352	352
当期変動額合計	352	352	732
当期末残高	969	969	35,068

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- 子会社株式及び
関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

- ・商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・製品、仕掛品並びに
未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
- ・販売目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・のれん

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。

- ・その他の無形固定資産

のれんは、投資効果の発現する期間で均等償却しております。

定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・
リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のは、零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定率法（10年）により発生翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ④ 製品保証引当金 製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。
- ⑤ 品質保証引当金 有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして、品質保証引当金を計上しております。
- ⑥ ポイント引当金 顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（進捗率の見積りは主として原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準（検収基準）を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解）の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……変動金利借入の支払金利
- ③ ヘッジ方針
当社は、財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4百万円増加し、利益剰余金が2百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,728百万円
土地	3,661百万円
計	5,390百万円

上記の物件の内、建物1,728百万円、土地3,661百万円は、1年内返済予定の長期借入金7,636百万円、長期借入金3,330百万円の担保に供しております。土地320百万円は、株式会社ソディックエフ・ティの1年内返済予定の長期借入金220百万円、長期借入金770百万円の担保に供しております。

(2) 偶発債務

保証債務

次の関係会社等の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	3,147百万円
株式会社ソディックエフ・ティ	2,814百万円
蘇州沙迪克特種設備有限公司	720百万円
株式会社ソディックLED	200百万円
輸出為替手形割引高	88百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	6,623百万円
長期金銭債権	14百万円
短期金銭債務	2,588百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	3百万円
--------	------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	(売上取引)	14,409百万円
	(仕入取引)	19,583百万円
	(その他)	768百万円
営業取引以外の取引	(収益)	1,345百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,113,536株	857株	一株	3,114,393株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加857株は、単元未満株式の買取りによる増加424株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	168百万円
賞与引当金	85百万円
たな卸資産評価損	478百万円
退職給付引当金	155百万円
製品保証引当金	169百万円
有価証券評価損	1,129百万円
税務上の繰越欠損金	154百万円
減損損失	309百万円
減価償却超過額	195百万円
その他	853百万円
繰延税金資産小計	3,700百万円
評価性引当額	△2,714百万円
繰延税金資産合計	985百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	193百万円
有形固定資産	4百万円
その他	12百万円
繰延税金負債合計	210百万円
繰延税金資産の純額	775百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等(人)	事業上の関係				
子会社	株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工	直接 100	3	製品の賃貸・割賦販売 原材料の購入・原材料の代行納入	債務保証(注1)	2,814	—	—
							資金の貸付(注3)	—	関係会社短期貸付金	1,000
							利息の受取	15		
子会社	Sodick (Thailand) Co., Ltd.	740百万 タイバツ	放電加工機・射出成形機の製造・販売	直接 100	2	製品の製造	製品の購入(注2)	11,981	買掛金	1,313
							原材料の支給(注2)	5,486	未収入金	1,143
							債務保証(注1)	3,147	—	—
子会社	沙迪克(厦門)有限公司	67,000 千米ドル	放電加工機・射出成形機・食品加工機械の製造	直接 100	—	製品の製造	資金の貸付(注3)	678	関係会社短期貸付金	1,772
							利息の受取	33	関係会社長期貸付金	161
子会社	Sodick Europe Ltd.	100 千ポンド	放電加工機の販売	間接 100	2	欧州における製品の販売	製品の販売(注2)	5,733	受取手形	120
									売掛金	1,319
子会社	Sodick Inc.	671 千米ドル	放電加工機の販売	間接 100	1	北米における製品の販売	製品の販売(注2)	3,259	受取手形	218
									売掛金	949

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取りはありません。

(注2) 上記子会社との取引については、市場価格を勘案して決定しております。

(注3) 上記子会社に対する資金の貸付の利息については、市場金利及び会社の財政状態を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容及び職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等(人)	事業関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	有限会社HNF (注1)	3百万円	不動産賃貸業	-	-	-	土地、建物等の取得 (注2)	41	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社代表取締役会長である古川利彦の近親者、古川豊彦が議決権の100%を直接保有しております。

(注2) 土地・建物等の取得の価格は、第三者機関鑑定評価額に基づいております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 696円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円59銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし百分率は四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 芳幸 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程により、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月27日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 楠 左 衛 治 ⑩

常勤監査役 保 坂 昭 夫 ⑩

監 査 役 大 木 國 男 ⑩

監 査 役 下 山 和 人 ⑩

監 査 役 奥 山 富 夫 ⑩

(注) 監査役 大木 國男氏、下山 和人氏及び奥山 富夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社株式は平成27年3月31日をもちまして、東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されましたことに伴い、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、一部指定を記念いたしまして、記念配当を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円（うち、普通配当7円、一部指定記念配当6円）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、654,135,521円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、定款第2条（目的）につきまして事業目的の追加及び所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる役員~~の~~範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条（取締役の責任免除）及び第41条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

また、同法において、補欠監査役の予選に関する規定の項数~~が~~変更されておりますので、定款第34条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。

なお、定款第30条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
〔第1章〕総 則	〔第1章〕総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。
1. 電気加工用機器の開発製造ならびに販売	1. 各種機械およびその関連機器、装置、部品、材料、消耗品、ソフトウェア等の開発、製造、販売および保守
2. 電気機器および自動制御装置の開発製造ならびに販売	2. 電気機器、制御装置、電動機（モーター）およびこれらの関連機器の開発、製造、販売および保守
3. <u>フラインセラミックスおよび超耐熱合金ならびにプラスチック系・金属系複合材料などの合成、応用に関する研究および開発製造ならびに販売</u>	3. セラミックスおよび <u>その応用製品の開発、製造および販売</u>
4. 工作機械および合成樹脂加工機械の開発製造ならびに販売	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
5. <u>マグネシウム合金対応射出成形機および関連機器の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
6. <u>コンピュータによる金型の自動設計・自動生産システムの開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
7. <u>分析機器および計測機器の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
8. <u>通信機器の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
9. <u>放電加工機用および工作機械用の部品および消耗材料の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
10. <u>非鉄金属および焼結金属の研究および製造ならびに販売</u>	(削 除)
11. <u>金属の伸線、精密線、メッキ線および異形線の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
12. <u>食料品加工機械および関連機器の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
13. <u>金型および治工具ならびに合成樹脂成形加工の開発製造ならびに販売</u>	4. <u>金型および治工具ならびに成形加工品の開発、製造および販売</u>
14. <u>電動機（モーター）および関連機器の開発製造ならびに販売</u>	(削 除)
15. <u>コンピュータソフトウェアの開発ならびに販売</u>	5. <u>コンピュータソフトウェアの開発および販売</u>
16. <u>LED（発光ダイオード）応用製品の開発製造ならびに販売</u> (新 設)	6. <u>LEDを含む半導体関連製品の開発、製造、販売および保守</u>
17. <u>古物営業法による古物商</u>	7. <u>自然エネルギー等による発電事業ならびに電気の供給および販売</u>
18. <u>前各号の製品のリース業務および金融業務</u> (新 設)	8. <u>古物営業法による古物商</u>
19. <u>工業所有権の管理ならびに販売</u>	9. <u>機械およびその他各種動産のリース業</u>
20. <u>工作機械の据付、修理および保守ならびに操作指導</u>	10. <u>金融業</u>
21. <u>不動産の賃貸および管理業</u>	11. <u>工業所有権の管理および販売</u> (削 除)
22. <u>企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携およびその仲介ならびに営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋およびその仲介</u>	12. <u>不動産の賃貸および管理業</u>
23. <u>製版、印刷および製本ならびに出版物の販売</u>	13. <u>企業の技術、販売、製造、企画等の業務提携およびその仲介ならびに営業譲渡、資産売買、資本参加、合併に関する斡旋およびその仲介</u>
24. <u>動産、自動車および電話加入権のリースおよびレンタルならびにその仲介</u>	14. <u>製版、印刷および製本ならびに出版物の販売</u> (削 除)
25. <u>労働者派遣事業法による労働者派遣事業</u>	15. <u>労働者派遣事業法による労働者派遣事業</u>
26. <u>インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
27. 食料品の製造および輸出入ならびに販売	16. 食料品の製造、輸出入および販売
28. 飲食店業	17. 飲食店業
29. スポーツ施設、スポーツクラブおよびスポーツ教室の経営	18. スポーツ施設、スポーツクラブおよびスポーツ教室の経営
30. スポーツ用品、スポーツ器具、健康器具および医薬部外品の販売	19. スポーツ用品、スポーツ器具、健康器具および医薬部外品の販売
(新 設)	20. 機械器具設置工事業およびとび・土木工事業
31. 前各号に関するコンサルティング	21. 前各号に関するコンサルティング
32. 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務	22. 前各号に付帯する事業および関連する一切の業務
第3条～第18条 (条文省略)	第3条～第18条 (現行どおり)
[第4章] 取締役および取締役会	[第4章] 取締役および取締役会
第19条～第29条 (条文省略)	第19条～第29条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第30条 ① (条文省略)	第30条 ① (現行どおり)
②当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	②当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。
[第5章] 監査役および監査役会	[第5章] 監査役および監査役会
第31条～第33条 (条文省略)	第31条～第33条 (現行どおり)
(監査役の任期)	(監査役の任期)
第34条 ① (条文省略)	第34条 ① (現行どおり)
② (条文省略)	② (現行どおり)

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>③会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>③会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>④ (条文省略)</p>	<p>④ (現行どおり)</p>
<p>第35条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
<p>第41条 ① (条文省略)</p>	<p>第41条 ① (現行どおり)</p>
<p>②当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>②当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>第42条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第42条～第49条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化のため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会において選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
くりはらとしあき 栗原俊明 (昭和26年11月30日生)	昭和50年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成9年5月 同行ニューヨーク支店副支店長 平成13年2月 同行渋谷東口支店支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行下北沢支店支店長 平成16年12月 シマダヤ株式会社経理部長 平成18年6月 同社取締役経営情報企画部長 平成22年6月 同社常勤監査役 平成26年6月 日本道路株式会社社外監査役(現)	一株

- (注) 1. 栗原俊明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗原俊明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗原俊明氏は、金融機関での豊富な経験に加え、事業法人の取締役及び監査役として培われた幅広い見識を有しておられ、当社の経営戦略について有益な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 栗原俊明氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 栗原俊明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(13-14頁)の要件も満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。なお、同氏は当社グループの取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、かつ同行が当社グループの経営の意思決定に与える影響はありません。また、同氏は当社グループの取引先であるシマダヤ株式会社にも在籍しておりましたが、同社の業務執行者でなくなってから4年以上経過しており、かつ当社グループと当社グループとの当事業年度における年間取引額は、双方の連結売上高の2%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役の楠 左衛治氏、大木 國男氏及び下山 和人氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ 渡 貫 雄 一 (昭和19年3月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成8年9月 当社常務取締役 平成18年4月 株式会社ソディックハイテック取締役社長 平成21年6月 当社取締役副社長 平成22年7月 沙迪克(厦門)有限公司董事長(現) 平成24年7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長(現)	150,000株
2	しも やま かず ひと 下山 和人 (昭和34年12月29日生)	昭和58年4月 税理士下山貞男事務所入所(現) 平成16年4月 学校法人高根学園理事(現) 平成16年6月 株式会社アネッツ社外取締役 平成20年6月 当社社外監査役(現) 平成22年12月 社会福祉法人たかね福祉会理事(現) 平成23年6月 株式会社ソディックLED監査役(現) 平成25年4月 株式会社ソディックエフ・ティ監査役(現)	16,578株
3	※ なが しま たかし 長嶋 隆 (昭和24年1月1日生)	昭和50年4月 東京国税局入局 平成18年7月 東京国税局退職 平成18年7月 税理士法人日本税務総研 パートナー(現) 平成18年8月 公認会計士・税理士登録(現) 平成26年6月 日本調剤株式会社社外監査役(現)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 下山 和人氏及び長嶋 隆氏は、社外監査役候補者であります。

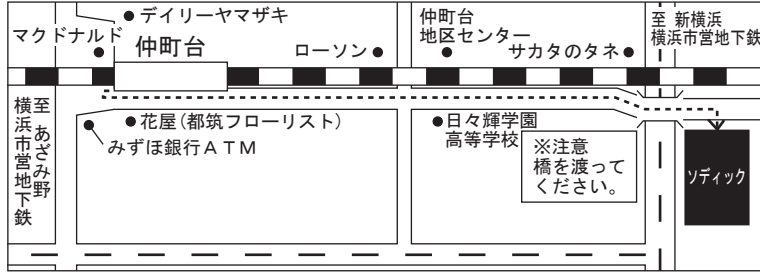
4. 下山 和人氏は、税理士事務所において長年に亘り企業の経営及び会計指導に従事されており、その幅広い専門知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に加え、これまでの当社社外監査役としての実績を踏まえ、引き続き社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 長嶋 隆氏は、公認会計士及び税理士としての高度の専門知識と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由に加え、国税調査官としての経験から企業会計に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 下山 和人氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
7. 渡貫 雄一氏が選任された場合、第2号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、下山 和人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、長嶋 隆氏が選任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 長嶋 隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、また、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（13-14頁）の要件も満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
当社本社3階会議室
TEL 045-942-3111

- 電車でのご来場の場合
横浜市営地下鉄「仲町台駅」下車徒歩約10分
【駅改札口にて左折、さらに左方向（新横浜方面）へ線路沿いに直進】



- お車でのご来場の場合
第三京浜 ☆港北ICより約3km ☆都筑ICより約1km

